

令和 8 年度予算編成に関する要望書

令和 7 年 6 月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 一 朗

平素より、タクシー事業に対して、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスの担い手であり、国民生活に欠かせない地域公共交通機関として、お客様に安全・安心にご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

一方、コロナ禍における急激な需要減によるタクシー業界への影響は大きく、コロナ禍が一段落した後も、大幅な最低賃金アップの実施、ロシアのウクライナ侵略、中東紛争により拍車のかかった燃料価格の急激な高騰、コロナ禍における融資の返済が資金繰りに悪影響を与えていること、加えてコロナ禍で加速したドライバー不足の深刻化により、現在においても廃業を余儀なくされる事業者が発生するなど、タクシー事業は引き続き厳しい経営環境下に置かれております。

ライドシェア問題に関しては、令和5年夏の「インバウンドを含め観光需要が復活する中、コロナ禍で運転者が減少し、観光地等でタクシー供給が不足している状況に鑑み、ライドシェアの解禁について検討すべき」旨の一部国会議員の発言を嚆矢としてライドシェア解禁を求める議論が再燃、デジタル行財政改革会議、規制改革推進会議における審議、与野党のタクシー議連における審議等様々な経緯を経て、昨年6月の「デジタル行財政改革取りまとめ2024」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、並行して、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める」こととされました。

いわゆる欧米型のライドシェアは、事業主体が運行及び車両整備管理等について、民事・刑事上の法的な最終責任を負わない点が最大の問題。

加えて、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、厳格化する労働関係法令の規制を逃れようとするものであり、ワーキングプア層を増加させるもの。さらには交通渋滞や事故を増加させるとともに、CO2排出量を増大させ、2050年カーボンニュートラル実現に逆行するものであり、公共交通を破壊するライドシェア新法は全く不要であると認識。

コロナ禍が終息し、インバウンドも復活する状況を受け、タクシーの供給不足が指摘される中、我々タクシー事業者は、地理試験の廃止や二種免許取得の効率化等様々な国の支援措置をフル活用し、コロナ禍で減少したタクシー乗務員の増加に全力を傾注し、かなり戻ってきたところ。令和7年4月末においては、コロナ禍発生直後の令和2年3月末と比べ約86%まで回復させました。

現在、タクシー業界においては、交通空白の解消に向け、国土交通省の交通空白解消本部及び全国の自治体と緊密に連携し、乗合タクシーの導入、乗務シフトの見直し、空港・駅の乗り場改善、営業区域を超えた応援部隊の派遣を始め、全国における日本版ライドシェアの展開、公共ライドシェアとの連携等、ありとあらゆる取組みを総力を上げて展開中です。

このような厳しい状況の下、今後とも経営基盤の脆弱な中小企業が大半を占めるタクシー事業の維持・継続を図り、少子・高齢化社会の急激な進展並びにGX・DXの大きな潮流の中、交通空白解消に向けて地域と一層連携した取組み及び政府目標2050年カーボンニュートラルの実現に向けた諸施策を進めるとともに、地域公共交通機関として利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地方創生を担う社会インフラとしての使命を達成できるよう、令和8年度の予算編成にあたり、別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

交通空白解消に向けた取組み

全国の交通空白解消に向け、自治体やタクシー業界を含む地域の関係者の取組みに対して、国による総合的な支援を実施されたい。

燃料価格高騰への対応

ロシアのウクライナ侵略及び円安の急激な進行による現下の燃料価格高騰は、タクシー事業者の経営危機に更なる追い打ちをかける事態となっている。

今後もタクシー事業が国民生活を支える地域公共交通機関としての使命を達成できるよう、燃料油の価格支援について、LP ガスについても、少なくとも旧暫定税率が課されていない重油・灯油・航空機燃料と同等の支援を実施されたい。

タクシー事業のDXに向けた取組み

- (1) ソフトメーター、自動運転及び MaaS など交通分野におけるデジタル技術の導入について、支援を拡充されたい。
- (2) 地域住民のみならず訪日外国人も含めた利用者の利便性の向上に資するためのアプリ配車、空車表示等の視認性を高めるスーパーサイン、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）、無料 Wi-Fi サービス、多言語翻訳機器等のタクシー車両用のデジタル機器の導入について、支援を拡充されたい。
- (3) 自動日報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、需要予測システム等、タクシー事業の生産性の向上に資する機器の導入について支援を拡充されたい。

タクシー事業のGXに向けた取組み

政府が策定した令和 2 年 12 月の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び令和 5 年 2 月の「GX に向けた基本方針」等を踏まえ、インフラ整備等の環境整備を図って頂くとともに、特にタクシー業界が取り組む電動化車両及び充電設備の導入に当たっては全面的な支援措置を構築されたい。

また、商用車の電動化促進事業による電気自動車等への支援措置を継続・拡充されたい。

地域公共交通機関であるタクシー事業の活性化・維持・再生

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（乗合タクシー及び UD タクシー等）、観光振興事業費補助金（多言語対応、キャッシュレス決済、UD タクシー等）を継続されるとともに、補助の拡充及び手続きの簡素化等タクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。

タクシー事業の安全対策

- (1) 遠隔・自動点呼に係る機器の導入について、支援措置を継続・拡充されたい。
- (2) ハイ・タク事業における総合安全プラン 2025 に掲げる事故削減目標を達成するため、事故防止対策支援推進事業については、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ搭載車）の導入に対する支援にタクシー車両を追加するとともに予算額を大幅に拡充されたい。
- (3) 平成 29 年 1 月に改正道路運送法が施行され、事業者健康起因の事故防止が義務付けられることになったが、事業者の負担を軽減するため、SAS スクリーニング検査、脳 MRI 検査、心臓ドック、眼科検診等各種スクリーニング検査の実施に際し、支援措置を拡充されたい。

旅客自動車運送適正化事業の対応

平成 26 年 1 月の改正道路運送法の施行による各都道府県タクシー協会における旅客自動車運送適正化事業の実施にあたって必要となる体制の整備等に対する支援措置を講じられたい。

タクシー事業の労働力確保対策

- (1) 2 種免許取得支援等の人材確保支援について、継続・拡充されたい。
- (2) 若年労働者の採用の促進、交通政策基本計画の目標（約 7 千人→14 千人）達成に向けた女性の活躍の促進のため、環境整備への支援措置を講じられたい。
- (3) 特定技能 1 号による外国人ドライバーの雇用に当たり、特に必要な諸費用について支援措置を講じられたい。
また、その際の要件の一つである「働きやすい職場認証制度」について、中小零細事業者が多いタクシー業界の負担軽減に資するよう、支援措置を講じられたい。

タクシー事業の働き方改革推進への対応

平成 30 年 3 月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づく、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等を積極的に推進するための環境整備に対し、総合的な支援措置を講じられたい。

また、令和 6 年 4 月 1 日から施行されている改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の適正な実施に対し、支援措置を講じられたい。

インバウンド対応

「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく以下の取組について、支援措置を拡充されたい。

- (1) 母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり
 - 日本の配車アプリの多言語化促進のためのシステム開発
 - 海外配車アプリとの相互利用促進のためのシステム開発
 - 関係者との連携による国際空港タクシー乗り場、タクシー車両等における無料 Wi-Fi 環境の提供
- (2) 言葉の不安解消
 - 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大
 - 外国語接遇ができる在日外国人（永住者・定住者等）ドライバー雇用拡大のため、英語・中国語タクシー運転者登録時講習用テキスト等の作成
 - 多言語タブレットの早期整備
 - 地域の観光資源に対応した多言語翻訳アプリにおける辞書の整備
- (3) 決済の不安解消
 - キャッシュレス決済への対応
 - ・ クレジットカード決済用端末機の導入
 - ・ クレジットカードの IC 化決済用端末機への切替え
 - ・ 交通系 IC カード決済用端末機の導入
 - ・ 外国系プリペイドへの対応
 - 多言語対応決済タブレットの整備
- (4) 移動の利便性
 - UD タクシー等大容量ラゲージスペース車両の導入
 - 国際空港及び主要ターミナル等における外国人専用乗り場・レーンの整備
- (5) その他
 - タクシー利用・予約方法等の外国語によるパンフレットの作成
 - 観光タクシーの外国語による案内パンフレットの作成